

福井県地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱

令和8年10月1日

(目的)

第1条 県内公立中学校の部活動の地域展開を推進し、地域クラブ活動の持続可能な普及と発展に資するため、貴重な経験、豊かな知識および技能等を持ち、中学生の発達段階に応じた教育的指導に熱意のある人材を指導者とし、福井県地域クラブ活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録するとともに、市町の求めに応じて指導者を紹介するマッチング機能としての役割を果たすことを主な目的として、福井県教育庁（以下「県」という。）に、人材バンクを設置する。

(業務)

第2条 県が実施する人材バンクに係る主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録に関すること
- (2) 指導者に係る情報提供に関すること
- (3) 市町との連絡調整に関すること
- (4) その他前条にかかげる目的を達成するために必要と認められること

(庶務)

第3条 人材バンクに関する庶務全般においては、スポーツ活動は保健体育課、文化芸術活動は義務教育課が担当する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの業務に関して必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。